配当公告

大阪市中央区東平二丁目五番四号
破産者　コモド株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所平成九年（フ）第一三五八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金八、五一八、五七九、六九一円

一、配当することのできる金額
金二二、四七一、一九三円
（内前回除斥分に対する配当額）
（金三、五〇八、八三九円）

平成二十二年三月五日
大阪市中央区高麗橋四丁目四番九号淀屋橋ダイビル二階　破産管財人　熊谷　尚之
大阪市北区西天満四丁目四番一八号梅ヶ枝中央ビル七階　破産管財人　栗原　良扶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市中央区北四条西二丁目一番地、最後の住所札幌市西区二十四軒三条七丁目五番二八―八二五号　被相続人　亡　岩瀬　規行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月五日
札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル五階冨岡公治法律事務所
相続財産管理人弁護士　三春　裕嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市亀田本町五〇番、最後の住所北海道函館市上新川町二〇番一八号
被相続人　亡　佐々木　康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月五日
北海道函館市山の手二丁目三番一四号
相続財産管理人　前田　健三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市台之郷町九一二番地、最後の住所埼玉県越谷市大沢四丁目一五番一号越谷ファミールハイツ一―四〇七
被相続人　亡　保泉　葆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月五日
埼玉県草加市学園町一―一獨協大学法科大学院棟一階
相続財産管理人　弁護士　井原　正則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県御殿場市新橋一六二七番地一、最後の住所静岡県御殿場市新橋一六二七番地の一
被相続人　亡　鈴木みり子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月五日
静岡県沼津市吉田町二五―二　浜ビル二階
沼津総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡邊洋二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県小牧市小牧四丁目八五八番地一、最後の住所愛知県小牧市小牧四丁目八五八番地一シャトー小牧Ⅴ三〇三号
被相続人　亡　阿久津捷二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月五日
事務所愛知県春日井市味美西本町一八二七番地三レジデンス九五―三D中西司法書士事務所
相続財産管理人　中西　健喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲州市塩山竹森三六五九番地、最後の住所横浜市戸塚区汲沢町一〇七六番地一ライオンズマンション戸塚第二―三〇三号
被相続人　亡　沢登　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月五日
愛知県豊橋市神ノ輪町六四番地
相続財産管理人　弁護士　鈴木　之夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市吉田五丁目八〇五番地の四、最後の住所広島市安佐南区八木三丁目三番五―二〇三号　被相続人　亡　梁瀬登美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月五日
事務所広島市中区八丁堀二―三一　広島鴻池ビルディング五階
相続財産管理人　弁護士　滑川　和也

無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年三月五日
一　墳墓等所在地　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二
一　墳墓等の名称　冨士霊園
二区一号〇五五番　宮川家、十一区五号一八八〇番　橋本家、十三区一号〇七一八番　竹内家、十三区五号〇九八八番　溝畑家
一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　二区一号〇五五番　今西みね、中城盛敏　十一区五号一八八〇番　橋本洋子、橋本福雄　十三区一号〇七一八番　竹内ハル子　十三区五号〇九八八番　溝畑吉之助
一　改葬を行おうとする者　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二　財団法人冨士霊園

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年３月５日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社レオパレス21　②国土交通大臣(9)2846　③代表取締役　深山英世　④東京都中野区本町二丁目54番11号　廃止した従たる事務所　大阪府吹田市江坂町一丁目13番44号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中野区本町二丁目54番11号　株式会社レオパレス21　代表取締役　深山英世

①城南建設株式会社　②国土交通大臣(2)6183　③代表取締役　吉川均　④神奈川県相模原市富士見二丁目８番８号城南建設ビル　廃止した従たる事務所　千葉県柏市十余二249―67　千葉県千葉市中央区祐光３―８―18　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県相模原市富士見二丁目８番８号城南建設ビル　城南建設株式会社　代表取締役　吉川均

①株式会社ルミナス　②大阪府知事(1)54307　③代表取締役　寺西惠子　④大阪府茨木市玉櫛２丁目27番24号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府茨木市玉櫛２丁目27番24号　株式会社ルミナス　代表取締役　寺西惠子

①広島ガス開発株式会社　②広島県知事(9)4864　③代表取締役　佐伯正夫　④広島県広島市南区皆実町二丁目６番19号　⑤1000万円　⑥広島県知事　⑦広島県広島市南区皆実町二丁目６番19号　広島ガス開発株式会社　代表取締役　佐伯正夫